



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバル
代表者名 代表取締役社長 中島 將典
(コード番号：8275 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 加藤 康二
電話 03-3498-1541

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 35 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 4 月 9 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行致します。これに伴い必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、現行定款第 38 条を変更するものであります。なお現行定款第 38 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

このほか、資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第 35 条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 40 条及び第 42 条を削除するものであります。

その他、上記の各変更に伴う所定の変更に加え、字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 19 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行	改 定 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>会社法令施行規則第 94 条</u>に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 16 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役会は、<u>15 名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>会社法施行規則第 94 条</u>に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 16 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10 名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを</u></p>

現 行	改 定 案
<p><u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (条文省略)</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p><u>区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 (現行どおり)</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p>

現 行	改 定 案
<p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日から 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日から 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 定 案
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 28 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 30 条 当社は、監査役会の決議により、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)

現 行	改 定 案
(監査役会規程)	(削除)
<p>第 34 条 <u>監査役会の運営については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
(新設)	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>
	<p>第 28 条 <u>監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日から 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
	<p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p>
	<p>第 29 条 <u>監査等委員会の運営については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 35 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 取締役等の責任免除</p>	<p>第 7 章 取締役等の責任免除</p>
(取締役等の損害賠償責任の一部免除)	(取締役の損害賠償責任の一部免除)
<p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって取締役 (取締役であった者を含む。) <u>および監査役 (監査役であった者を含む。)</u> の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任 <u>に関し、同法第 425 条第 1 項の各号に定める金額の合計額を限度として免除することが</u>得</p>	<p>第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>取締役 (取締役であった者を含む。)</u> の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任 <u>を、法令に定める金額を限度として免除することが</u>できる。</p>

現 行	改 定 案
<p>きる。</p> <p>(<u>社外取締役等との責任限定契約の締結</u>)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役、社外監査役および会計監査人との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項の各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(<u>非業務執行取締役等との責任限定契約の締結</u>)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>および会計監査人との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令に定める金額に限定する旨の契約を締結することができる。</p>
<p>第 8 章 計 算</p>	<p>第 8 章 計 算</p>
<p>第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>自己株式の取得</u>)</p> <p>第 40 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引または公開買付の方法により自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(<u>期末配当の基準日</u>)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行	改 定 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第 42 条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として金銭の分配（以下、「<u>中間配当</u>」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 43 条</u> （条文省略）</p> <p>2 未支払の<u>期末配当金および中間配当金</u>に対しては利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第 37 条</u> （現行どおり）</p> <p>2 未支払の<u>配当金</u>に対しては利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> 当社は、取締役会の決議をもって、<u>第 35 回</u>定時株主総会終結前の行為に関する<u>監査役</u>（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として免除することができる。</p>